

厚生文教常任委員会

平成29年6月16日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成29年6月16日（金） 午前11時19分 開会
午後0時22分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	川村優子
副委員長	内野悦子
委員	山本英樹
〃	増田順弘
〃	吉村優子
〃	西川弥三郎
〃	白石栄一

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	西井 覚
議員	朝岡 佐一郎
〃	下村 正樹

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二
総合政策企画監兼企画部長	本田知之
教育部長	和田正彦
教育総務課長	吉井 忠
〃 補佐	吉田和裕

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明
書記	吉田賢二
〃	吉留 瞳

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第41号 工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校、磐城小学校及び當麻小学

校空調設備設置工事に伴う設計・施工業務)

開 会 午前11時19分

川村委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

本会議に続きまして、緊急性ということでございますので、皆様大変お忙しいと思っておりますけれども、この間に本議案についてご審議をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員外議員のご出席がございました。下村議員、そして朝岡議員。

一般の傍聴の取扱いについてお諮りをいたします。本委員会においては一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

川村委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されるようお願いをいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いをいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第41号、工事請負契約の締結について（葛城市立新庄小学校、磐城小学校及び當麻小学校空調設備設置工事に伴う設計・施工業務）を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第41号、工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成29年度事業として施工いたします葛城市立新庄小学校、磐城小学校及び當麻小学校空調設備設置工事に伴います設計・施工業務の請負契約の締結につきまして提案をさせていただくものでございます。

本工事につきましては、新庄小学校、當麻小学校、磐城小学校の3校の普通教室と特別教室に空調機器の設置を行うものでございます。新庄小学校につきましては、普通教室と特別教室合わせて34室に、磐城小学校につきましては35室に、當麻小学校につきましては20室に空調機器を設置するための設計及び工事をしようとするものでございます。

工事の発注につきましては、去る5月18日に8社におきましての指名競争入札を実施した結果、2社が応札し、奈良市の株式会社精研が落札しましたので、契約金額2億3,544万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、契約上の工期は9月末までを予定しておりますが、騒音や振動で勉強の妨げにならないよう早急に現場着手を行い、できるだけ夏休み中に主な工事を施工させていただきたいと考えております。また、業者にも可能な限り工期の短縮ができるよう十分協議をしてまいりたいと考えているところでございます。そのようなことから、まことに恐縮ではございますが、本議会初日に議決をいただきたくお願いをするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして、同日に入札をいたしました忍海小学校、新庄北小学校空調設備設置工事に伴います設計・施工契約書の写し並びに入札結果公表書の写しを添付させていただいております。こちらの事業は、忍海小学校には普通教室、特別教室合わせて18室に、新庄北小学校には18室に空調機器を設置するための設計及び工事をしようとするものでございます。なお、こちらの施工業者の方は、大和高田市の松田電気工業株式会社でございます。契約金額は1億1,880万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

川村委員長 ただいまご説明を願いましたが、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 上程されています工事請負契約の締結について、若干の質疑をさせていただきたい、このように思います。

昨年の中学校あるいは白鳳中学校の空調設置に引き続いて、本年度は新庄小学校並びに磐城、當麻、忍海、新庄北小学校と空調を設置すると、こういうことであります。本件については、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求められているわけですが、これは、空調そのものの設置に賛成するか反対するかという、そういうことではなくて、まさに競争入札が適正、適法に実施され、そして、契約手続が適法にやられたか、そのことを審査するところでございます。

そこで、入札が地方自治法第236条、契約の締結に基づいて若干の質問をしてみたい、このように思います。指名競争入札を適用されたという点については、本来ならば一般競争入札が原則でありますけれども、小学校の施設に空調設備を設置するということで、子どもたちの学習条件を鑑みて夏休み中にあらかた仕上げてしまおうと、こういう要件でありますので、指名競争入札の適用、採用についてはやむを得ない、このように思っております。

指名競争入札に当たって、このたびについては指名業者が8社指名されているわけですが、前回、つまり去年の中学校における空調設置の指名競争入札については5社の指名であったわけですが、これは、指名参加者の数の基準からすれば当然のこと、業者数をふやしているということについては歓迎できるものであります。この点をどのように考えて指名業者をふやしたかという点をお伺いしたいと思います。

ところが、一方、指名業者はふやしているけれども、実際に8社のうち6社が辞退をしていると。実際に入札に参加したのは2社であります。これはどうしてそうなったか、辞退の理由を把握されているのであれば、お答えをいただきたいというふうに思います。

私は、去年の中学校の指名競争入札についても調べてみましたが、5社のうち3社が辞退をしているわけです。それらの業者は、いずれも今回指名された業者と同じ業者が辞退をされているということになります。この点、この辞退をどのように考えておられるか、お伺いしておきたい。当然、指名業者の確定なり数を決めていくという点では、やはり最も少ない額で目的を達成すると、これは当然、行政機関の義務でありますけれども、そういうこと

も考えながら指名業者の数なり要件を考えて実施されたというふうに思うわけでありましてけれども、実際に今回の落札率を見ても、新庄小学校等のこの議案そのものでも、96.3%の落札率。非常に高率な落札率になっています。2社のうち、あと1社は幾らの入札をしているかという、99.4%という額で入札をしているわけでありまして。これは、議決案件になっていない忍海小学校、新庄北小学校も同じ傾向で、落札率は忍海、新庄北小学校では97.8%、2番札は99.6%、いずれも99%台を入れている、こういう状況なんです。本当に競争性が発揮された入札になっているかというのは、これは疑問なんですけれども。なぜ疑問かといいますと、平成28年6月、新中と白中の場合の落札率を見ても、新中の場合は86.97%、約87%なんです。白中は89%で落札をしている、こういう結果になっています。ですから、同じ空調施設を設置する、こういうことでの指名競争入札において、こういう違った傾向が出ているわけで、この点はどのようにお考えになっているかについても伺いをおきたいと思っております。

川村委員長 吉井教育総務課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの白石委員の質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目でございますが、昨年度の中学校の空調設置工事より、3社ふやしました点につきましてご説明させていただきます。その理由につきましては、そのうち2社につきましては、他市の公共施設への空調設備工事の実績があったことが理由として挙げられます。また、1社につきましては、市クリーンセンターの設置工事におきまして、施工下請業者としての実績があったこと。また、この事業者におきましては、他市の公共施設の設置工事の実績があったことということで指名をさせていただきました。

次に、2点目に移らせていただきます。6社が辞退したということの理由につきまして説明させていただきます。この理由といたしましては、2つの理由がございます。まず1点目は、工事期間中、学校ごとに専任技術者を常駐させなければならないということがございまして、その専任技術者の配置が不可能であったという理由で辞退されているところがあります。もう1点の理由としましては、今回は設計・施工で発注をいたしましたことにより、特に設計に時間を要するというにより指定の工期に間に合わないことから、辞退の理由として挙げてこられたものであります。

以上でございます。

川村委員長 落札率が高くなった理由というのは答弁できますか。

吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。

落札率が前年の中学校の落札率に比べまして率が高くなった点でございますが、こちらにおきましての分析をいたしましたところ、昨年度の中学校の1教室当たりの施工金額と今回の小学校の1教室当たりの施工金額を同教室数として比べましたところ、去年の新庄中学校、白鳳中学校の1教室当たりの単価といたしましては約260万円。それに対しまして、小学校の69教室を比較いたしますと約230万円となります。これにつきましては、前回の中学校の

空調設備設置では、設計におきましては市で行いましたが、今回の小学校につきましては設計を含む金額となっておりますので、その分の単価が下がっていることが落札率を上げた原因の1つと考えられます。

以上です。

川村委員長 白石委員。

白石委員 課長の方からお答えをいただきました。このたびの入札においても、去年の中学校の入札においても、大日本土木あるいは森本組、村本等、同じ業者が指名をされているわけでありまして、前回の入札においては、村本建設については予定価格を上回る価格を入札して無効となっているわけで、他の3社については、これは先ほど課長が言われたように専任技術者が確保できないとか、あるいは設計に時間を要するというので工期に間に合わない、こういう形で辞退をされ、今回も同じような形で辞退をされているということで、実質的に資格要件のある人、入札に参加して本当に競争していただいて、よりよいものを安くつくっていくという点では、非常に適切な業者指名だったのかというのは、今後考えていかななくてはならない、私はこういうふうに思います。

落札率についてはご説明のとおりだと、このように思います。設計金額をどのように決めたかというのは、これは実施設計によってその設計金額が予定価格になっている、こういうふうには思うわけでありまして、当然、予定価格を絞っていただいたと、あるいは予定価格に実施設計が含まれているということだろう、こういうふうに理解をいたしました。

最後にお伺いしておきたいと、こういうふうに思うんですけれども、やはり本委員会あるいは協議会において1つ大きな話題になったのは、電気とガス、どちらがイニシャルコストが安くて、あるいはランニングコストが安くて、本当にライフサイクルコストという観点からしたら有利なのかということで議論をしたわけでありまして、今回の仕様書において、そういう明確なイニシャルコスト、ランニングコスト、ライフサイクルコスト等についての条件というのは、もちろんそれぞれ業者がどちらが有利かという形で札を入れてきているというふうに思うんですけれども、結果としてガスで決まっていると、こういうことなんです、その点をどのように考え、配慮されて入札が行われたかという点だけ確認をしておきたい、このように思います。

川村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。よろしく申し上げます。ただいまの白石委員の質問に対しましてお答えさせていただきます。

結果的に今回のただいまご審議していただいております契約につきましては、熱源をガスにするというふうに事業者の方で決まった答えをいただきました。その中で、それをイニシャルコスト、ランニングコストを分析いたしました結果、新庄小学校を例にとりますと、電気方式の導入費用、イニシャルコストでは、電気方式の導入費用を100とした場合、ガス方式の費用が125、1.25倍となるということになります。しかしながら、電気方式では受電設備、キュービクルの増設に加えて、大量の電気を流す配線が必要なため、その敷設替え等が必要となり、その費用に約2,000万円の金額が重なるということで、結果的にはガスの方がイニ

シャルコストとしても安くなるという結果が出ております。

また、ランニングコストにおきましては、電気方式、ガス方式それぞれ室外機の出力、運転期間等の使用条件を同様としまして比較いたしますと、電気方式の方を100とした場合、ガス方式の方は約50ということで半分となることから、イニシャルコスト、ランニングコストを総合的に判断した結果、ガスの採用となったということになります。

以上でございます。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 白石委員のご質問は1件前の請負率にも関係がある話として、前提条件で補足をさせていただきます。

今回の小学校の空調につきましては、そもそも電気の方が安いのか、ガスの方が安いのか、これについてもあわせて市場原理といいますか競争性を働かせていただいて、その中で最適な方法を導入したいという思いから、実は随分、仕様並びに入札の仕方を検討いたしまして、性能発注的に、要はこれだけの教室にこれだけの空調設備を導入していただきたいと。ただし、電気であるかガスであるか、これは指定いたしませんといった形で実はやっております。これが前年度の中学のとき、これはガスを前提として設計しておりますので、これとの大きな違いでございます。

今回、施工だけではなくて、なぜ設計がついているかと申しますと、これも実施の方式の中で電気を選んだ場合、ガスを選んだ場合、その内容でのそれぞれの事業者が設計もあわせて行うということで見積もっていただくということでこういう形になっております。

それから、指名事業者の業者数がふえた、これについても同様の理由でございます、こういった形の発注をいたしますと、一体どれだけのところが実際この形の入札に参加できるかということにつきましても、なかなか当市といたしましても実績がないことでしたので、できるだけ門戸を広げて広く競争いただこうと。結果的に、逆に申し上げますと、幸いにして2社以上が参加いただいて、最低限ではございますが競争いただけたということについては幸いであったかなというふうに思っております。

以上でございます。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 今、副市長が言ったとおりなんです。限られた期間で、できれば夏休みの範囲内で工事をするということを前提にいろんな作業をしました。その中で設計も含めた入札という形、前年とは違う入札の仕方をとらせていただいたこと。それと電気、ガスの指定をしなかった。両方どちらでも結構ですよという入札の仕方をしたということです。それと、当初の設計の金額を一応去年の実績をもとに設計金額を出しています。ですから、設計金額自身が前年よりかなり下回ったということです。

それと、誤解があったらあきませんが、ランニングコストの件につきましては、多分、前年とはまるっきり違う状況になってると思います。去年の段階でしたら、ガスがランニングコスト的には有利であるという見解でガスというものを指定したように思うんですけども、実績を見ますと、現実には、電気の場合は自由化が先んじて行われましたので、非常に電気の

方がランニングコストが安いという現実があります。その中で今回、ランニングコストの基準をどうするのかという議論も実はしております。自由化というのは電気が先んじたんですけど、ガスも自由化が始まっております。まだこのエリアにつきましては、自由化の恩恵にあずかっていないという現状ではありますが、近い将来、本当に身近なところで当然自由化が起こりますので、ランニングコストを主体としてどういう機種を導入するかという議論ではなくて、競争原理が働きますので、正直なことを言いますと、当然、電気が有利、ガスが有利というような形は多分将来的には起こらないであろうということが予想されます。どちらかが有利やということになれば、必ず電気だったら電気しか残らないわけで、ガスということになればガスしか残らないわけです。競争原理というのはそういうものではなくて、ある一定の均衡を図ってきますので、ですから将来的にはほぼ拮抗した予想ができますので、ランニングコストの考え方についてはそういう意味も鑑みた指示をしております。

以上でございます。

川村委員長 白石委員。

白石委員 最後になります。副市長がいみじくも、幸いにして2社が入札に参加をして成立したということでもありますけれども、これは、行政として実際に時期を逸するとなかなか設置できないということですから、お気持ちはよく理解できるわけでもありますけれども、私たちは議会という立場もありますので、やはりでき得る限りよりよい性能のものをより安くイニシャルコストをつくり、さらにランニングコストをより有利になるような入札、契約をしていただきたいということで、もっともっと多くの事業者が入札に参加をして、実際に入札をしていただいて、そしてみずからの匠の技術力を発揮したものにさせていただきたかったという思いであります。そういうことで終わっておきます。ありがとうございました。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 今回、この3校について上程されているわけですが、残りの忍海と、それから新庄北小学校については、議決案件ではないということなんですけれども、3校と2校に分けられた理由、それだけお聞かせ願いたいと思います。

川村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 教育総務課の吉井でございます。ただいまの吉村委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

3校と2校に分けた理由といたしまして、まず、2校におきまして、忍海小学校及び新庄北小学校の付近にはガス本管が近くには敷設されておりません。そして、今回審議いただいております新庄小学校、磐城小学校、當麻小学校の近くにはガスの本管が敷設されております。その違いにより、2つの契約として分けさせていただきました。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 そうしたら、2校のエネルギー源は、何ですか。

川村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 2校におきましてもガスで設置いたします。

川村委員長 吉井課長、もう一度答弁し直してください。

吉井教育総務課長 先ほど言いました忍海小学校、新庄北小学校におきましては、本管が近くまで来てないというふうに申しあげましたが、忍海小学校におきましては、本管が約900メートル、新庄北小学校におきましては約300メートルの近くまでは来ております。そちらにつきましても、両校とも本管延長工事の見込みがあるということを確認しておりますので、ガスにおきましても設置の方が可能と考えております。

以上です。

川村委員長 吉村委員。

吉村委員 900メートル、300メートルの工事を踏まえてでもガスの方が有利だということですか。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 これの議論をしたときに、今、原課の方が説明したとおりに、本管が小学校のところまで来てなかったというのが1つ理由があります。その中で、入札に当たっては電気、ガスどちらでも実は結構ですよという設計をしてる中で、競争原理を働かすつもりでやったんですけども、期せずしてガスの方が落とされたということなんです。ですから、ガスの方で落とされたものですから、当然、地元のガス会社さんの方には本管をその時期までに間に合わせていただくという形でお願いしたいなと思っております。

それと、やはりこの業務を、5カ所を一遍にやるのか、3と2で割るのかというときに実は議論があったんです。先ほどの理由が1つ。それと、もう一つは、非常に短期間で設置をしないといけないということなんです。これは当然、設計業務を今回の入札には入れていますので、設計・施工ということになりますと、なかなかそれだけの、何と申しますか、先ほど申しあげました資格を持った人の配置等もありますし、いろいろかなり短期間に上げるということについて、やはり分散する方がいいのではないかという思いもありました。それでとりあえずは本管が入ってないということで3と2に割らせていただいたという理由です。期せずして結果的にはガスになってしまったんですけども。

川村委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

西川委員。

西川弥三郎委員 説明を聞いててわからんのやけど、この契約議決は初めにおっしゃったように、この委員会では入札の方法が適正やったのかどうかというふうなことについては、ちゃんと競争原理を働かせて入札をやっていたらということ、子どもたちの学習環境をよくするためには、もっと早いことこの決断をしてほしい。この契約については、僕は何ら反対をするものではないです。ただ、昨年の中学校の空調の工事をするとき、イニシャルコストにしてもランニングコストにしても、電気の方が安いのに、何にも検討をしていないというふうな言い方をされた。そして、市長は今回の小学校の入札は、設計・施工でしたと説明された。普通は大きな役所でしたら、そういう設備の専門技術者がおり、それらの専門の技術者がちゃんと目を通して設計をして発注をされ、落札事業者がきちっと施工しているかをチェックすることにより、初めてそれに見合った機器が納入される。ですから、設計と監理と

施工を分けてきちっとすることが本来の姿であると思います。このようなことが、役所みずからできないから、設計・施工を業者に全部任す。こんなやり方して、誰が責任を持ってチェックするのですか。設計・施工だから落札率が上がるのは仕方がないと言われるが、私はそんな理屈は理解できません。

私は、電気が有利なのか、ガスが有利なのかは役所がしっかりと検討して発注するものと思っておりますので、そこらのところをどう検討されたのか答弁してもらいたい。

この工事は、設計・施工で事業者がやるのですよ、ではちゃんと設計どおりに施工されているのか役所の中で誰がチェックされるのですか。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 事務局というか担当の側から十分に丁寧なご説明ができていなくて申しわけございません。まずは電気とガスのどちらが安いかということについて、これを同時に比べたいと。これは、したがって、設計金額の問題ではなくて、最終的には競争原理の中で工事を施工される事業者の側がどれだけ頑張るって有利な単価をご提案いただけるか。これを電気、ガス同列の中で競争していただきたいというもとの中で、今回は先んじて設計をやって比較設計もして、その上で電気、ガス、こちらの学校についてはどちらの方が有利であるということを決めずに、設計金額ベースではなくて、最終的には工事の請負金額ベースで安くなる方、それを競争いただきたいということでいろいろ検討した結果やらせていただくと、そういう方式でございます。

あと、実際に工事の段階で適正に施工ができているかというところについては、こちらの方についてはまだ契約手続がこれからでございますが、ここは専門の設計業者に監理業務につきましては別途契約をさせていただいて、請負業者の側の工事の施工の適正性についてはチェックをしていただくと。残念ながら市役所の中に直接の常勤職員としては、実は建築の職員はおりますが、設備ということになりますと、これはなかなか当市の規模で専門の技術職員はおりませんので、そのあたりは事務職並びに建築職の中で確認をしながら、あわせて外部の専門家、これは委託をいたしまして、監理業務については行うという形で、施工の適正性については確保していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

川村委員長 西川委員。

西川弥三郎委員 ですから、これ、先ほどおっしゃったように、忍海小学校と北小学校、これは電気でやるんやと。これはガスが来てないからと。そういうふうに初め聞いてましたけれども、ガス管がある一定のところまで来てるからガスでやりますという話ですやろ。違うんですか。どうということですか。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 こちらにつきましても、実は先ほどの吉村委員からのご質問の中でもあったわけなんですけども、どうして2つと3つに分けたかの中で、もちろん工期を優先すれば、いわゆる割普請的に1校ごとに別の業者というのも考えられるわけなんですけども、そこは、まずは工事との中でどれぐらいの工事であれば応札していただける業者があるかということについて

も、これはなかなか難しい検討ではございますが、これまでの実績も踏まえて2校と3校に割るのが適当であろうというふうにまずは考えました。

その中で条件を揃えるという中で、実は学校に面した公道の下にガス管が通っている学校と、それからもう少し遠いところまでしかガス管が来てない学校では、当然、ガスと電気をそれぞれ比べていただいたときに優位性が違うであろうということで、実はガス管が近くに来ている今回の新庄、磐城、當麻という3校と、ガス管が非常に遠い忍海、新庄北という2つのグループに分けました。したがって、これはあくまで結果論としては、これも市場原理、競争原理の結果、両方ともガスになったわけではございますが、当初分けた中では、当然ガスと電気を比べたときの優位性がこの2校と3校のグループそれぞれでは差があるであろうというもとに分けたわけでございまして、あくまでそれを超えて競争していただいた結果として、両方とも、この2校の方も結果としてはガスになったということでございます。

以上でございます。

川村委員長 西川委員。

西川弥三郎委員 そんな検討もいろんなことをやって方式を決めるということだったのと違いますのか。今、そんなんやさかいに比べたって、そうしたらはつきりと同じ方式をとるのであれば、この一方はこれだけの金額やから議事に諮らんと通るわけですよやんか。そうですやろう。議決をせずに通るわけですよやろう。そうしたら、これ、一緒に全部比べさせたらいいのと違いますのか。初めはそういうふうな話をしてるから、そうしたらこれもはつきりと議決のところにこの金額は載ってきますよ、同じ方式でやるのであれば。何でわざわざこれを分けるんですか。同じ方式をとるのに。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 2つの事業を1つにまとめて議案に上げていくようなやり方ではないんですよ。現実には工期をやはり優先したということなんです。3校と2校に割ったということは。その中でガス管が入ってるとか入ってないとかいうその前提をやはりいろいろ考えた中で、これが最適であろうということをやりました、正直なことを言って。それで、ガスや電気やという中でいけば、去年の中学校の判断は間違ってますよ。現実にはガスの方が高いんですよ。せやから、そういうようなことも考えると、これから自由化が起こる中であって、ランニングコストについてはある程度の幅を持った考え方の中で、業者さんが設計・施工をする中で、できるだけ競争してもらってやってください。ですから、当然、電気会社さんも入ってるんですよ。たまたま残念なことに工期的には非常にきつい工期なので、あと1年先延ばしさせてもらったらもっと競争原理は働いたと、正直なことは思ってます。せやから、言われるんやったら全部言いますから。去年どんな契約の仕方をしたか全部言いますから、聞いてください。

以上です。

西川弥三郎委員 去年のことを言うのやったら、やったらよろしいやん、市長。ただ、そんなふうな形を何でこういうふうな形をとるのか。電気とこれと比べて、それで設計・施工なんていう形を何でとったんや。監理を入れてチェックするって、設計をやるということは、この業者が自分とこのやりやすい形で設計をやってくるわけですよやんか。せやから何かにつけて設計

監理と施工を分けてるわけですよんか。そういうふうなことも、去年のことも全部言いますって、何の話や、それ。

川村委員長 西川委員、ちょっと待ってください。勝手なやりとりはやめておいてください。今、設計・施工を含めたやり方の問題で議論が異なっているというふうに理解しておりますけれども、今、設計・施工を含んだやり方について一定の答弁はありましたけれども、それについて、またほかの皆さん、そのやり方について何か特にこのような意見があるというようなことがありましたら。

増田委員。

増田委員 吉井課長が先ほどご説明いただきましたので、私は理解できたんです。というのは、イニシャルの比較をされたときに、電気は100としたらガスは125やと。要するにイニシャルは、初期投資はガスの方が高いけども、キュービクルとか配線でプラスアルファの金額が乗ってくるので、イニシャルとしては結果的にガスの方が安くなりましたと。入札したら結果そういうふうになって、ガスに決定したと、私はそういうふうに理解したんです。それで間違いないか、もう一回確認させてもらいたいと思います。

それで、ランニングについては、電気は100に対してガスが50やと。これは入札のところに反映してこない数字やと思うんです。将来的にガスの方が、維持管理、メンテナンスはどうかわかりませんが、単なる使用料として払うランニングコストとしてはガスの方が安いんだと、こういうふうに説明願いました内容と、今、市長がおっしゃられた、今後電気が自由化によって、吉井課長の100と50が100、100になる可能性もあると。いや、違うな。100、100ではなしに50、50により近くなって、この100、50は現状のものである。こういうふうな説明だったと思いますが、その辺の確認をもう一度させていただきたいんですけども。

川村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 ただいまの増田委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず1点目のイニシャルにつきましては、先ほど私が答弁いたしました形で間違いありません。そして、2点目になります。ランニングにつきましては私が答弁いたしました電気が100でガスの方が約半分の50になるということにつきましては、先ほど市長が申しましたように自由化等もございますので、将来的には50対50になるという可能性もありますが、現在の分析といたしましては、こういう結果が出ておりますので、そちらの方も重視しながら将来的に見ていきたいとは思っております。

以上です。

川村委員長 増田委員。

増田委員 設計・施工を兼ねた今回の入札をとられたというところで、イニシャルだけの競争ですね。ガスと電気のランニングに関する将来的な計算というのは、この設計の中には出たのかどうかというのを改めて聞かせてもらいたいのが1つ。

それからもう一つは、2番手の松田電気工業さんもガスであったのか。これは電気やったのか。この2点について、もう一回聞いていいですか。

川村委員長 吉井課長。

吉井教育総務課長 ただいまの増田委員の2点についてお答えさせていただきます。

まず、今回の仕様書におきましては、電気またはガスのどちらでも可能であるとする。しかし、導入に当たってはイニシャルコストに重点を置き、ランニングコストについても適正な性能を維持しながら提言が十分図られるよう総合的に判断するということを明記しております。そちらの方で今回の仕様書として業者の方には指示しておりました。

それから次に、2番手の松田電気工業につきまして、ガスか電気かということですが、こちらにつきましては、落札された業者の方からのみどちらかというのを聴取することになっておりましたので、2番手につきましてはどちらかというのを聴取してはおりません。

川村委員長 増田委員。

増田委員 どちらでもいいよというご指示で入札されて、両方入り混じって競争されて、最終的に金額ベースで安い方を選んだというのであればわかるんです。ところが、電気とガスとどこで競争したのかというのが結果的に見えてこないのだから、2社で競争されたというものの、それが電気対ガスでガスが勝ったというのだったら競争原理なのかというふうに理解できるんですけど。市長が先ほど言われた、特にランニングの考え方が、私はもうはっきりと現状は100と50やから、50の方が将来的にどうなるかもわからんけども、100と50という今の単価でいうランニングコストが安いという決定的なガスの根拠を言ってほしい。現状ですよ。だけど、将来どうなるかわからんけども、せっかくガスやということで決めていただいたのに、その有利性をちゃんと明確に言っていただく方が賢明なのか。そうしていただいたら私はもう安心しますよ。いや、とりあえずイニシャル、入札の単価がガスが安かったと導入したけども、将来は電気が安くなるかもわからんというふうな不安材料をこの場に及んで発言していただくのはいかがなものかなというふうに思うんです。

川村委員長 答えていただけますか。

阿古市長。

阿古市長 原課の方のデータが100対50のさっきの電気の話がありましたが、それを後で確認させてもらいたいと思いますので、いつの時点のデータか。私の認識では、去年、電気の自由化が市場に起こりまして、それについて電気料金が非常に各施設とも安く上がっているという事実があります。それで、去年の段階では、クーラーの設置については自由化の起こる前の価格ベースで試算しましたので、非常にガスが有利であるという結論の中でガスを選定したんですけども、私の認識の中では、逆転が起こったのではないかという認識を実は持っております。それをまた原課の方で確認させますけど、ですから、今年度についてはガスの自由化は始まっているんですけども、今、この地域におきましては、電力会社等がガスの自由化にはまだ参入できてない。大阪なんかはもう入っているんですけど。そうしますと何が起こるかといったら、自由化が起こるということは、電気であれガスであれ、どちらかの競争の中である程度の均衡を保つであろうという見解を持っております。ですから、将来的にはまず同等になるであろうということのある種、頭の中に入れながらイニシャルコストを優先させたという考え方でございます。

以上です。

川村委員長 今までの流れで、過去の中学校のことについてふれられたことは横に置いておきまして、今回、この小学校に関しては、将来的に見込んで、市長が言ってるランニングコストについては、今、非常に流動的だと。その中で将来にいろいろとまた変化が起こる中で、施工と設計が一緒になった契約締結については、それも業者といろいろと諮りながらやったというふうに解釈して、それでこれを決めていかれたというふうな、答弁全体としてはその流れでよろしいでしょうか。

阿古市長 イニシャルコストを優先して……。

川村委員長 イニシャルコストを優先したら、今回はガスが安くなってる。だから、それで今回の契約に踏み込んだということでもよろしいですね。

ほかにもう質疑はありませんか。

山本委員。

山本委員 今回の空調設備工事の設計・施工のことに関しては、工事の件に関しては理解しました。今後、市長も今言ってるように、エネルギー、使用コストの問題なんですけど、今回の設計・施工、今回に関してはガスなんですけど、これを供給する事業主というのは同じなんですか。また、今後ガスの自由化も出てくると思われそうですけど、それは3年とか5カ年で競争して、より安くエネルギー源の値段を下げっていくようなことも考えているのかということも1つ教えていただけたらと思います。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 この地域におきましては、供給されるガスのメーカーは今のところ大和ガスさん1社やと理解しております。施工される業者さんとは別の会社やという理解の仕方をしております。それと、将来においてなんですけども、当然、ガスの自由化はこの地域でも近々に行われるであろうと思いますので、当然、一番コスト的に安いところを選択していくという形になると思います。

以上です。

川村委員長 よろしいですか。

山本委員 はい。

川村委員長 そうしたら、質疑はもうないでしょうか。

増田委員。

増田委員 調べてくれるということだったので、もう1個調べておいていただきたいんです。何かというと、電気とガスのメリット、デメリットの中の1つに大気汚染の問題があるんです。どちらが大気汚染に対して優しいか。市長も現職の市議会議員のときにも非常に環境に優しいということを配慮されてました。私は別にガスの肩を持つわけではないので先に言っておきたいんですけども、私は以前の仕事をしていたときに、この話があって、非常にいろいろとあちこちでガスと電気については比較検討した経緯があるので、その中で環境に優しいと。大気汚染、当時は電気がいろいろとそういう火力発電中心もしくは原子力による電気という非常に将来の日本にとってどうこうというふうな、余りプラスイメージがなかったの、そういうふうな話が多かったんですけども、それと比較するとガスの方が環境には優しいよと、

こういうふうなコメントを研究機関の方でお聞きしたという記憶があるので、そのことも含めてガスと電気、ガスに至った経緯についての理由をお調べいただけたらありがたいなというように思います。お願いします。

川村委員長 では、後日また調べていただきまして、お答えをいただきたいと思います。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第41号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可をいたします。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

長時間にわたりまして、お昼も過ぎたようなことでございますけれども、いろいろと熱いご意見を頂戴いたしましてありがとうございます。こういった意見も踏まえまして、議決は終結しましたので、いち早くこの夏休み期間に子どもたちの環境を整えていただくということで、クーラー設置の方で頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時22分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 川村 優子